

# 山梨県公報

第千五百九十一号

平成十七年

八月一日

月 曜 日

## 目次

道路の区域変更……………五四五

公安委員会……………五四五

山梨県警察放置車両確認事務の委託手続等に関する規則……………五五四

技能検定員等審査の実施……………五七四

平成十七年度警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施……………五七四

## 告示

### 山梨県告示第四百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年八月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府昇仙峡線
- 三 道路の区域

区 間		旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲府市飯田二丁目一八九七番の四地先から	旧	二二・〇	四八・七	三二七・〇
甲府市塩部二丁目九六八番の二地先まで	新	二二・八	四八・七	三二七・〇

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第十四号

山梨県警察放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則を次のように定める。

平成十七年八月一日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県警察放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。)及び確認事務の委託の手続等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十三号。以下「委託規則」という。)の規定に基づき、山梨県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の行う放置車両の確認事務の委託の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録等の申請)

**第二条** 法第五十一条の八第一項の登録を受けようとする法人又は法第五十一条の八六項の登録の更新を受けようとする法人は、登録申請書又は登録更新申請書(第一号様式)を公安委員会に提出しなければならない。

なお、主たる事務所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出する場合においては、正副二通の登録申請書又は登録更新申請書を提出するものとする。

二 委託規則第二条第二項で規定する添付書類のうち、第二号に規定する名簿の様式は第二号様式、第三号八及び二に規定する診断書の様式は第三号様式、第四号に規定する誓約書の様式は第四号様式、第五号が準用する法第五十一条の八第四項第一号に適合することを説明する書類の様式は第五号様式とする。

(登録等の通知)

**第三条** 公安委員会は、登録申請書又は登録更新申請書を提出した法人が法第五十一条の八第三項各号のいずれにも該当せず、かつ、同条第四項各号のすべてに適合すると認めるときは、当該法人を法第五十一条の八第一項に規定する確認事務を委託することが出来る法人として登録又は登録を更新し、その旨を登録(更新)通知書(第六号様式)により通知するものとする。

二 公安委員会は、登録申請書若しくは登録更新申請書を提出した法人が法第五十一条の八第三項各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は同条第四項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、当該法人を法第五十一条の八第一項に規定する確認事務を委託する法人としての登録若しくは登録の更新をしないこととし、その旨を登録

(更新)申請に関する通知書(第七号様式)により通知するものとする。

(登録の有効期間の更新)

**第四条** 法第五十一条の八第六項の規定による有効期間の更新の申請は、当該登録の有効期間の満了の日の一か月前までに行わなければならない。

(申請事項の変更等の届出)

**第五条** 公安委員会の登録を受けた法人は、委託規則第二条第二項各号に掲げる書類の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(適合命令)

**第六条** 公安委員会は、法第五十一条の九の規定に基づき適合命令を行うときは、適合命令書(第八号様式)を当該法人に交付して行うものとする。

(登録の取消し)

**第七条** 公安委員会は、法第五十一条の十に規定する登録の取消しを行うときは、登録取消処分通知書(第九号様式)を当該法人に交付して行うものとする。

(駐車監視員資格者講習受講の申込み)

**第八条** 法第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を受けようとする者は、駐車監視員資格者講習申込書(第十号様式)を公安委員会に提出しなければならない。

二 公安委員会は、前項の駐車監視員資格者講習受講申込書を提出した者に対し、駐車監視員資格者講習受講票(第十一号様式)を交付するものとする。

**第九条** 駐車監視員資格者講習は、委託規則第八条第一項第一号に規定する放置車両の確認等に関する技能及び知識に係る次の表の講習事項及び講習時間のとおり行うものとする。

講習事項		講習時間
項目	細目	
一 交通警察総説	駐車問題と交通警察	一時間
	交通警察の基礎知識	
二 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度	違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための仕組み	二時間

駐車監視員制度の概要

三 放置車両の確認に必要な基礎知識(一)

道路の基礎知識  
車両の基礎知識

二時間

四 放置車両の確認に必要な基礎知識(二)

交通規制の基礎知識  
放置車両の意義  
駐車に関する道路交通法の規制

四時間

五 放置車両の確認等の実施要領等

放置車両の確認等の実施要領等  
放置車両確認時の留意事項  
誤りやすい違反種別の認定要領

四時間

六 基本的な心構え及び職務倫理

駐車監視員の責任

一時間

七 修了審査  
筆記試験(正誤式五十問)

一時間

備考

- 一 駐車監視員資格者講習は教本、視聴覚教材等必要な機材を用いて行うものとする。
- 二 修了審査は、講習項目一から六までの課程をすべて受講した者について実施するものとする。ただし、病気、交通途絶その他社会の慣習等からやむを得ない事情により欠講した者で、講習項目一から六までの課程の七分の五以上を受講したものについては、修了審査を受けることができるものとする。
- 三 修了審査の合格基準は、正答率九十八パーセント以上の成績とする。
- 四 修了審査は、講習終了後一定期間を置いて実施するものとする。

(駐車監視員資格者講習修了証明書)

**第十条** 公安委員会は、駐車監視員資格者講習の課程を修了した者(前条に掲げる講習を受講し、修了審査に合格した者)に対し、委託規則第九条に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)を交付するものとする。

二 委託規則第九条第二項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書再交付申請書の様式は、第十二号様式のとおりとする。  
(修了審査合格の取消し)

**第十一条** 公安委員会は、修了審査に合格した者が、偽りその他不正の手段により当該修了審査に合格したと認めるときは、その合格を取り消すことができる。

二 前項の規定により合格を取り消された者は、その修了証明書を公安委員会に返納しなければならない。

(認定の申請)

**第十二条** 公安委員会は、委託規則第十条第一項に規定する認定を受けようとする者の技能及び知識の審査に当たり、第四条に規定する駐車監視員資格者講習における修了審査に準ずる駐車監視員資格者認定審査(以下「認定審査」という。)を実施するものとする。

二 委託規則第十条第二項に規定する認定申請書の様式は、第十三号様式のとおりとする。

三 公安委員会は、認定申請書の提出を受けたときは、認定審査受検票(第十四号様式)を交付するものとする。

四 公安委員会は、第一項の認定審査に合格した者に対し委託規則第十条第四項に規定する認定書を交付するものとする。

五 第十条第二項の規定は、前項の認定書の交付を受けた者に準用する。

(認定審査合格の取消)

**第十三条** 第十一条第一項及び第二項の規定は、前条第一項の認定審査に合格した者に準用する。

(駐車監視員資格者証の交付の申請)

**第十四条** 委託規則第十一条第一項に規定する駐車監視員資格者証交付申請書の様式は、第十五号様式のとおりとする。

二 委託規則第十一条第二項各号に掲げる駐車監視員資格者証交付申請書に添付する書類のうち、同項第二号が準用する委託規則第二条第二項第三号八及び二に規定する診断書の様式は第三号様式、同項第三号に規定する誓約書の様式は第十六号様式のとおりとする。

(駐車監視員資格者証の交付等の通知)

**第十五条** 公安委員会は、駐車監視員資格者証交付申請書を提出した者が法第五十一条の十三第一項第一号のいずれかに該当し、かつ、同項第二号のいずれにも該当しないと認めるときは、駐車監視員資格者証を交付するものとし、その旨を駐車監視員資格者証交付通知書(第十七号様式)により通知するものとする。

二 公安委員会は、駐車監視員資格者証交付申請書を提出した者が法第五十一条の十三第一項第一号のいずれにも該当せず、又は同項第二号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車監視員資格者証を交付しないこととし、その旨を駐車監視員資格者証交

付申請に関する通知書(第十八号様式)により通知するものとする。

(駐車監視員資格者証の書換え及び再交付の申請)

**第十六条** 駐車監視員資格者証の交付を受けた者は、当該駐車監視員資格者証の記載事項に変更があったときは、駐車監視員資格者証書換え交付申請書(第十九号様式)及び当該駐車監視員資格者証を公安委員会に提出して、その書換えを申請しなければならない。

二 駐車監視員資格者証の交付を受けた者は、当該駐車監視員資格者証を亡失し、又は当該駐車監視員資格者証が滅失したときは、駐車監視員資格者証再交付申請書(第二十号様式)を公安委員会に提出して、その再交付を受けることができる。

(返納命令)

**第十七条** 公安委員会は、法第五十一条の十三第二項の規定による駐車監視員資格者証の返納命令を行うときは、駐車監視員資格者証返納命令書(第二十一号様式)を交付して行うものとする。

附則

この規則は、平成十七年八月十日から施行する。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※登録年月日	
※登録番号	

登 録 申 請 書  
登 録 更 新

第 2 項 の 規 定 に よ り 登 録 の  
 道路交通法第51条の8 第7項の規定において準用する同条第2項の規定により登録更新

申請をします。

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

(主たる事務所の所在地)  
 (名 称)  
 (代表者の氏名)

印

(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所の所在地	電話 ( ) -
法人の種類	1 株式会社    2 有限会社    3 財団法人    4 社団法人 5 その他 ( )
(ふりがな) 代表者氏名	

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日	登録
登録通知書に記載されている登録番号	第	号

[法人関係]	
※	<input type="checkbox"/> 定款・寄付行為等
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
添付書類	<input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿 (第2号様式)
	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書 (第4号様式)
	<input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書 (第5号様式)
	<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し (2人以上)
	<input type="checkbox"/> 事務所に係る資料
[各役員関係]	
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
	<input type="checkbox"/> 診断書 (第3号様式)

記載要領 ※印欄には記載しないこと。

(裏)

(収入証紙貼付欄)

第2号様式

役員名簿

番号	役	職名	氏名	生年	生月	生日	所在地	住所
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

役員

員

記載要領：1 番号1の欄には代表者について記載すること。

2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

# 診 断 書

住 所

氏 名

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤  
の中毒者に該当しない旨
- 2 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに  
当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に  
行うことができない者に該当しないことが明らか  
である旨

を診断します。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師

⑩

## 誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 一 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- 二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
  - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - ロ <sup>こ</sup>禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - ハ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
  - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
  - ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
  - ヘ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

山梨県公安委員会 殿

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

印

誓 約 書

当法人は、車両、携帯電話用装置その他の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機  
を用いて確認事務を行うものであることを誓約します。

山梨県公安委員会 殿

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

印

### 登録（更新）通知書

（主たる事業所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名） 殿

第1項に規定する登録  
道路交通法第51条の8  
第6項に規定する登録の更新  
を行い、次のとおり登録簿に  
登載したので通知します。

登録（更新）年月日	年 月 日（有効期限 年 月 日）
登録番号	第 号

（注：登録の更新は、有効期限の3か月前から1か月前までの間に申請してください。）

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

登録（更新）申請に関する通知書

（主たる事業所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名） 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の8 第1項に規定する登録  
第6項に規定する登録の更新

の申請については、下記の理由により登録（更新）しないこととしたので通知します。

理 由

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に山梨県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日  
山 梨 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先	
〒	
電 話	内 線

適 合 命 令 書

法 人 の 名 称  
(代表者の氏名)

殿

主たる事務所の所在地

道路交通法第51条の9の規定により、同法第51条の8第4項各号の規定に適合するために必要な措置をとるべきことを次のとおり命令します。

命 令 事 項	
理 由	
履 行 期 限	年 月 日まで
備 考	1 措置結果を、履行後速やかに報告すること。 2 この命令に違反した場合は、道路交通法第51条の10の規定による登録の取消しを受けることがあります。
年 月 日	
山 梨 県 公 安 委 員 会 団	

この処分不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に山梨県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます（なお、処分通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

登録取消処分通知書

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名) 殿

道路交通法第51条の10の規定により、登録(登録番号 第 号)を  
取り消したので通知する。

理 由

この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として(訴訟において山梨県を代表する者は山梨県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

年 月 日

山梨県公安委員会 印

照 会 先	
〒	
電話	内線

(表)

第10号様式

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修了証明書番号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申 込 者	本 籍				
	住 所	〒 - 都道府県			
		電 話 ( )	-		(自宅・携帯)
	(ふりがな) 氏 名	-----		性 別	男・女
	生年月日	年	月	日生	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
	勤務先その 他の連絡先	電 話 ( )	-		
受講希望 年 月 日					

実 施	※受講年月日	年 月 日から	※ 修了審査の結果	合 ・ 否
	(修了審査)	( 年 月 日まで )		
	※受講場所			
	※受講番号			

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。  
 2 写真は、申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

誓 約 書

私 は、確認事務の委託の手續等に関する規則第7条第1項の規定に基づく駐車監視員資格者講習受講申込書の提出に当たり、上記注意事項について説明を受け確認いたしました。

山梨県公安委員会 殿

年 月 日

(申請者)

印

(収入証紙貼付欄)

※ 受講番号

駐車監視員資格者講習受講票

ふりがな  
 氏 名 (男・女)  
 生年月日 年 月 日生

項 目	日 時	検 印
※ 受付時間	各日 時 分から 時 分までの間	
※ 講習日①	年 月 日 時 分 開始	
※ 講習日②	年 月 日 時 分 開始	
※ 考查日③	年 月 日 時 分 開始	
※ 場所 (略 図)		

※ 受講の際は、本票を携帯してください。

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 証 明 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 ( ) ー	(自宅・携帯)	
	(ふりがな) 氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日	年	月	日
証 明 書	勤 務 先	電 話 ( ) ー		
	番 号			
	交 付 年 月 日	年	月	日
再交付を申請する事由				

- 記載要領
- 1 ※印欄には、記載しないこと。
  - 2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
  - 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 認 定 年 月 日	年 月 日
※ 認 定 書 番 号	

認 定 申 請 書

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 殿

(申請者の氏名)

印

申 請 者	本 籍			
	住 所	都道府県		
		電 話 ( )	(自宅・携帯)	
	(ふりがな) 氏 名		性 別	男・女
	生年月日	年 月 日	日生	
勤務先その 他の連絡先	電 話 ( )			
写 真 (縦 3. 0 cm × 横 2. 4 cm)				

実 施	※認定審査日	年 月 日	※認定審査の結果	合 ・ 否
	※受検場所			
	※受検番号			

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
  - 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを貼り付けること。
  - 確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

(裏)

注 意 事 項

当認定申請により、道路交通法第51条の13第1項第1号口の規定による公安委員会の認定を受け、「認定書」が交付されても、第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

誓 約 書

私 は、確認事務の委託の手續等に関する規則第10条第2項の規定に基づく認定申請書の提出に当たり、上記注意事項について説明を受け確認いたしました。

山梨県公安委員会 殿

年 月 日

(申請者)

印

(収 入 証 紙 貼 付 欄)

※ 受検番号		
駐車監視員資格者認定考査受検票		
ふりがな		
氏 名		(男・女)
生年月日	年 月	日生
項 目	日 時	検 印
※ 受付時間	各日 時 分から 時 分のまで間	
※ 認定考査	年 月 日 時 分 開始	
※ 場所 (略 図)		
※ 受検の際は、本票を携帯してください。		

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日
※ 資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申請者	本籍				都道府県
	住所	〒 -			
		電話 ( )	-		(自宅・携帯)
	(ふりがな) 氏名			性別 男・女	写 真 (縦 3. 0 cm × 横 2. 4 cm)
	生年月日	年	月	日生	
勤務先その 他の連絡先	電話 ( ) -				
証明書	番号				
	交付年月日	年	月	日	

※ 添付書類	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書	<input type="checkbox"/> 診断書 (第 3 号様式)
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本	<input type="checkbox"/> 誓約書 (第 1 6 号様式)
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 写真 2 枚 (うち一枚貼付)

- 記載事項 1 ※印欄には、記載しないこと。  
 2 写真は、申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3. 0 センチメートル、横の長さ 2. 4 センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

(収入証紙貼付欄)

## 誓 約 書

私は、道路交通法第 5 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 1 18 歳未満の者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 <sup>こ</sup>禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第 1 1 9 条の 3 第 1 項第 3 号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 1 2 条若しくは第 1 2 条の 6 の規定による命令又は同法第 1 2 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して 2 年を経過しない者

山梨県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名



駐車監視員資格者証交付通知書

申請者  
(住所)  
(氏名)

殿

年 月 日付の駐車監視員資格者証交付申請に基づいて

審査した結果、次のとおり資格者証を交付することとしたので通知します。

資格者証番号	
交付年月日	年 月 日
備 考	<p>1 交付場所</p> <p>2 資格者証の受領に当たっては、本通知書と印鑑を持参してください。</p>

年 月 日

山梨県公安委員会 印

駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

申請者

(住所)

(氏名)

殿

年 月 日付の駐車監視員資格者証交付申請に基づき、  
道路交通法第 5 1 条の 1 3 第 1 項の規定により審査した結果、下記の理由に  
より交付しないこととしたので通知します。

理由

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に山梨県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日から 6 0 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

山梨県公安委員会 印

照会先

〒

電話

内線

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申 請 者	本籍			
	住所	〒 -		
		電話 ( ) -	(自宅・携帯)	
	(ふりがな) 氏名		性別 男・女	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
	生年月日	年 月 日生		
勤務先その 他の連絡先	電話 ( ) -			
資格者証 番号				
資格者証 番号	交付年月日	年 月 日		
書換え交付を 申請する事由				

記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。

2 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。

3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

4 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼り付けること。

(裏)

(収入証紙貼付欄)

第20号様式

(表)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申 請 者	本籍			
	住所	〒 - 都道府県		
		電話 ( ) - (自宅・携帯)		
	(ふりがな) 氏名		性別 男・女	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
	生年月日	年 月 日生		
勤務先その 他の連絡先	電話 ( ) -			
資格者証 番号				
資格者証 番号	交付年月日	年 月 日		
再交付を 申請する事由				

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
  - 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
  - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
  - 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼り付けること。

(裏)

(収入証紙貼付欄)

### 駐車監視員資格者証返納命令書

(住所)

(氏名) 殿

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証

(第 号) の返納を命ずる。

理 由

この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。

なお、この処分取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

山梨県公安委員会 

照 会 先	
〒	
電話	内線

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下、「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下、「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下、「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成十七年八月一日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下、「特定第一種運転免許」という。）、普通自動車免許並びに大型及び普通自動車第二種運転免許（以下、「大型自動車第二種免許等」という。）に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

特定第一種運転免許、普通自動車免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成十七年九月五日（月）及び九月九日（金）  
（午前九時から午後四時まで）

2 審査場所

山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県運転免許センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成十七年八月三日（水）から平成十七年八月二十九日（月）まで

2 場所

山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県警察本部交通部運転免許課

教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

- (一) 特定第一種運転免許 一万四千七百五十円
- (二) 普通自動車免許 二万五百円
- (三) 大型自動車第二種免許等 二万二千五百円

2 教習指導員審査

- (一) 特定第一種運転免許 九千八百五十円
- (二) 普通自動車免許 一万二千五百円
- (三) 大型自動車第二種免許等 一万二千五百円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し申請すること。

● 平成十七年度警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施について

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十一条の三第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習及び同法第十一条の六第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成十七年八月一日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

一 警備員指導教育責任者講習

1 講習実施期日

平成十七年九月二十七日(火)から同年十月四日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

2 実施場所

甲府市宝一丁目六番五号 ニュー機山(〇五五 二二二 三三二八)

3 受講定員

三十名

4 受講対象者

講習の実施日において次のいずれかに該当する者

(一) 最近五年間に警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「検定規則」という。)第一条第一項に規定する一級の検定に合格した者

(三) 検定規則第一条第二項に規定する二級の検定に合格した警備員であつて、当該

検定に合格した後、継続して一年以上警備業務に従事している者

5 受講手続

(一) 提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習申込書 正副二通(申請前六か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真を各一枚はり付けること。)

(2) 写真(1)の申込書に添付したものと同規格のもの 一枚

(3) 4の(一)に該当する者については、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(4) 4の(二)に該当する者については、検定規則第一条第二項に規定する一級検定に係る合格証の写し

(5) 4の(三)に該当する者については、検定規則第一条第二項に規定する二級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(二) 申込書提出先

申込人の住所を管轄する警察署(他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署)

(三) 受講手数料

三万七千円(山梨県収入証紙により納付すること。)

なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

6 受講申込書受付期間

平成十七年八月二十四日(水)から同年九月七日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時までとする。

二 機械警備業務管理者講習

1 講習実施期日

平成十七年九月十三日(火)から同年十六日(金)までの午前九時から午後五時まで

2 講習実施場所

甲府市宝一丁目六番五号 ニュー機山(〇五五 二二二 三三二八)

3 受講定員

十名

4 受講手続

(一) 提出書類

(1) 機械警備業務管理者講習申込書 正副二通(申請前六か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真を各一枚はり付けること。)

(2) 写真(1)の申込書に添付したものと同規格のもの 一枚

(二) 申込書提出先

申込人の住所を管轄する警察署(他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署)

(三) 受講手数料

三万八千円(山梨県収入証紙により納付すること。)

なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

5 受講申込書受付期間

平成十七年八月八日(月)から同年十七日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時までとする。

三 講習の委託

講習は、社団法人山梨県警備業協会に委託して行う。

四 修了証書の交付

講習最終日に筆記の方法により修了考査を行い、合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書又は機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

五 その他

1 受講者が受講に当たり持参すべきもの  
筆記用具

2 その他

(一) 両講習とも受付期間中であっても、定員に達した場合は、受付を締め切る。

(二) 講習場所における駐車場の確保が困難であるので、受講者は、公共輸送機関等を利用すること。

(三) 昼食については、各自で用意すること。

3 問い合わせ先

講習についての質疑は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇五五二二二五 二二二二内線七一一 五五五）に問い合わせること。